

源泉(年末調整)指導会開催について

(一財)足立青色申告会

従業員(青色専従者、パート、アルバイトを含む)を雇っている事業主は、各従業員の年末調整の手続きが必要です。下記の日程にて指導会を開催致しますので、万障お繰り合わせの上ご出席ください。

※納付する源泉徴収税額が生じない場合(源泉税額が0円)であっても、税務署に納付書の提出が必要です。

記

日 程	12月1日(月)	12月2日(火)	12月3日(水)	12月4日(木)
	1月5日(月)	1月6日(火)	1月7日(水)	1月8日(木)
受付時間	午前 9時 ~ 11時			
	午後 1時 ~ 4時			
会 場	足立青色申告会 2階 ☎ 03(3881)8211			

持 参 書 類

- ① 事業主・従業員(専従者含む)のマイナンバーが確認できるもの
- ② 令和7年分源泉徴収簿
※各従業員の氏名・住所・生年月日を必ず記入してください。
- ③ 令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
※従業員の扶養親族の氏名・生年月日・マイナンバーが分かるよう
にしてください。
- ④ 従業員の配偶者で、配偶者控除(収入201万円未満)を受ける方の源泉徴収票
- ⑤ 従業員並びに専従者が支払った控除書類等 例:生命保険料・地震保険料控除証明書、国民年金控除証明書、健康保険支払額、小規模企業共済控除証明書
- ⑥ 前年の源泉徴収簿と納付書(控)、令和7年・前期の納付書(控)
- ⑦ 税務署より送付されている納付書
- ⑧ 引落口座の通帳・お届け印・マイナンバーカード(引落しを希望する方)
※1月の源泉指導会は大変込み合いますので、給与金額が確定している方は
可能な限り12月の指導会において下さい。

年末は12月12日(金)ですべての指導業務は終了させていただきます。

キャッシュレス納付手続きのおすすめ

現在、金融機関や税務署の窓口で納めていただいている源泉徴収税。
事前に手続きをしておけば、口座から引き落としができることはご存じですか？
キャッシュレス納付なら窓口の受付時間外にも納付が可能。
待ち時間もなくとても便利です。

登録をご希望の方は年末調整の指導会の際にご登録のお手伝いを
させていただけます。

- ・ 引き落としを希望する
口座の通帳またはキャッシュカード
- ・ お届出印
- ・ マイナンバーカード

ご希望の方は左記を
お持ちください。



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続き」を
ご参照ください。

